

第3節 各種法令による位置づけ

国史跡中山道及びその周辺は、文化財保護法をはじめ様々な法令等による位置づけがなされています。ここでは、文化財的な観点に加えて景観や自然環境、災害等の観点など、中山道に関連する法令等について整理します。

(1) 文化財的観点

◎文化財保護法（昭和25年法律第214号）

第1条に「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と目的が記され、史跡中山道を含む史跡名勝天然記念物については第7章、第109条～第133条にかけて様々な規定が記されています。

第125条には「現状変更等の制限及び原状回復の命令」についての規定があり、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」とされています。

すなわち、災害対応等の応急措置以外は無断で現状を変更することが禁止されており、本計画においても、この条文を根拠として、第7章で現状変更の取り扱い基準を定めます。

また、第93条～第108条にかけては埋蔵文化財についての規定を記しています。

第93条には「土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。」との規定があり、土木工事等（民間事業）に際しては事前の届出を行う義務を課しています。

第94条にも「国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるものが、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。」との規定があり、土木工事等（公共事業）に際しては事前の通知を行う義務を課しています。

瑞浪市域の中山道は全域が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に指定されていることから、中山道において土木工事等を実施する場合は、史跡指定区域外であっても、事前に届出・通知（民間事業は第93条による届出、公共工事は第94条による通知）を瑞浪市の文化財部局に提出する必要があります（史跡指定区域内で工事を行う場合は、災害対応等の応急措置等を除き、現状変更許可申請書と届出等の二つの手続きが必要です）。

(2) 自然・環境的観点

◎土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第1条に「土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、

著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資すること」と目的が記されています。

第2条では「急傾斜地の崩壊（傾斜度が30度以上である土地の崩壊）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、もしくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象）、または河道閉塞による湛水（土砂等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象）を発生原因として国民の生命または身体に生ずる被害」と土砂災害を定義しています。

第7条では土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「土砂災害警戒区域」、第9条では警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、建築物の構造の規制をすべき土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」と規定し、どちらも都道府県知事が指定できることとしています。

国史跡中山道には、十三峠童子ヶ根地区において「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」の指定区域があることから、その対策について検討する必要があります。

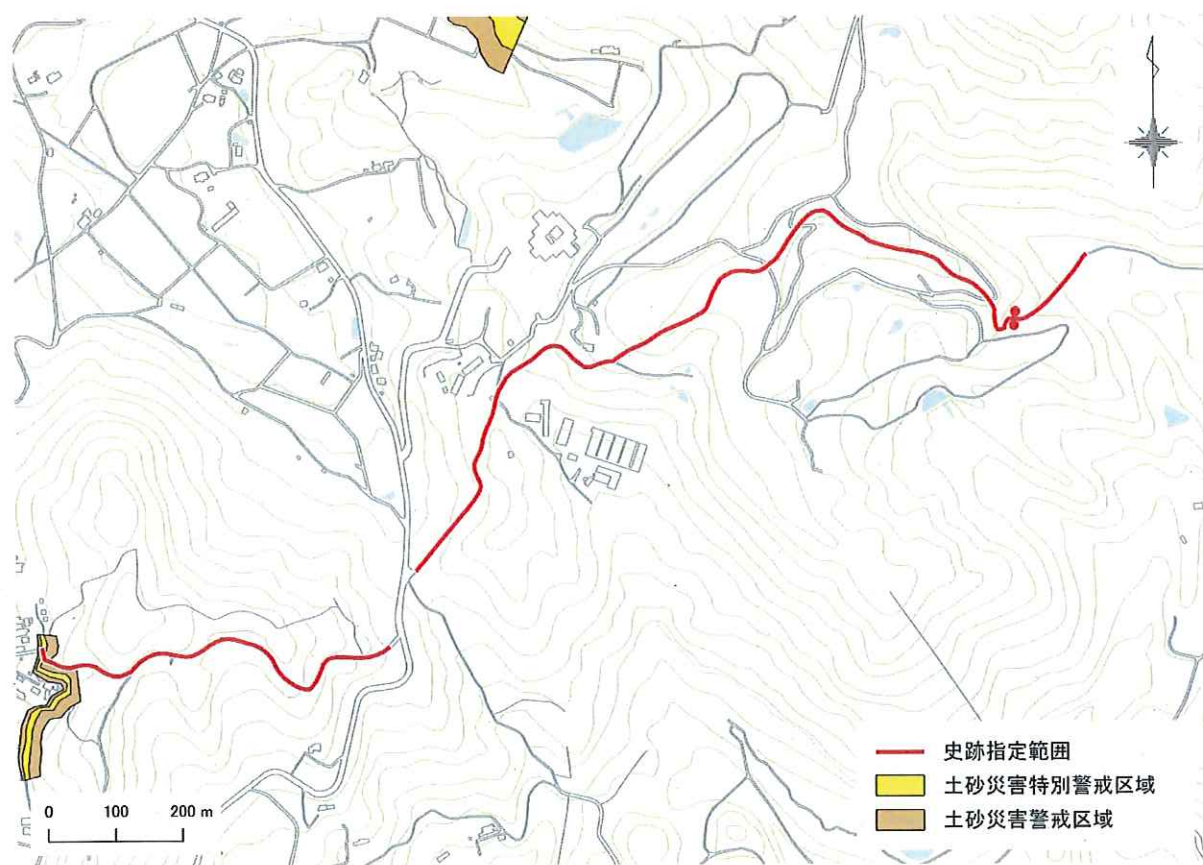


図3-2 土砂災害警戒区域等マップ（十三峠童子ヶ根地区）

資料：ぎふ山と川の危険箇所マップ（県域統合型GIS）

◎森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

第 1 条に「森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする」と目的が記されています。

第 4 条では農林水産大臣が全国森林計画をたてること、第 5 条では都道府県知事が全国森林計画に即して地域森林計画をたてること、第 10 条の 5 では市町村が地域森林計画の対象となっている民有林について市町村森林整備計画をたてることが定められています。

第 10 条 2 では森林計画の対象となっている民有林において一定規模の開発行為（土石又は樹根の採掘など）をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこと（例外規定あり）、第 10 条の 8 では地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採するには、あらかじめ市町村の長に届出書を提出しなければならないこと（例外規定あり）が規定されています。

第 25 条には「土砂の流出・崩壊の防備などの目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。」と保安林について規定され、第 34 条には都道府県知事の許可を受けることなく保安林で「立木の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉もしくは落枝の採取又は土石もしくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」をしてはならないと規定しています（例外規定あり）。

国史跡中山道はほぼすべての区域が、岐阜県の定める森林地域に定められ、また鴨之巣～平岩地区の一部は保安林の指定区域に含まれます。

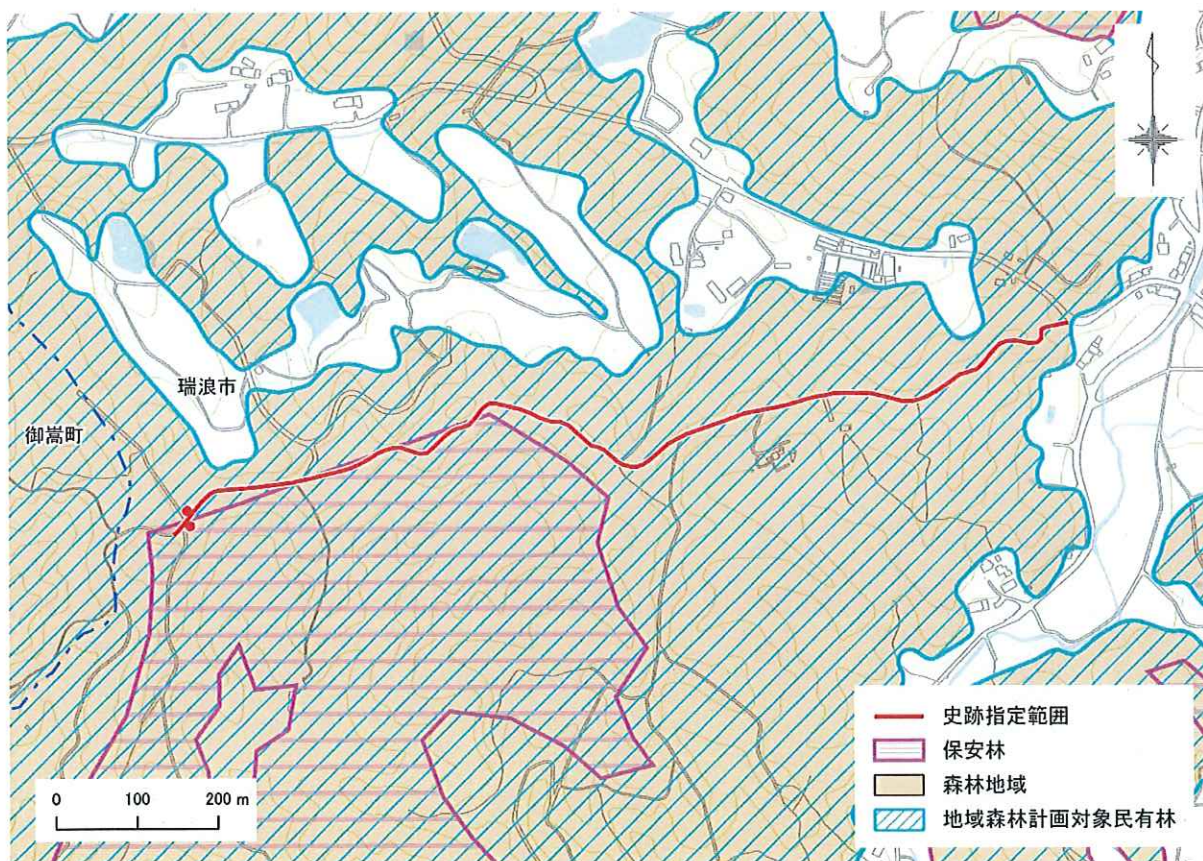


図 3-3 森林法等関連区域マップ（鴨之巣～平岩地区）

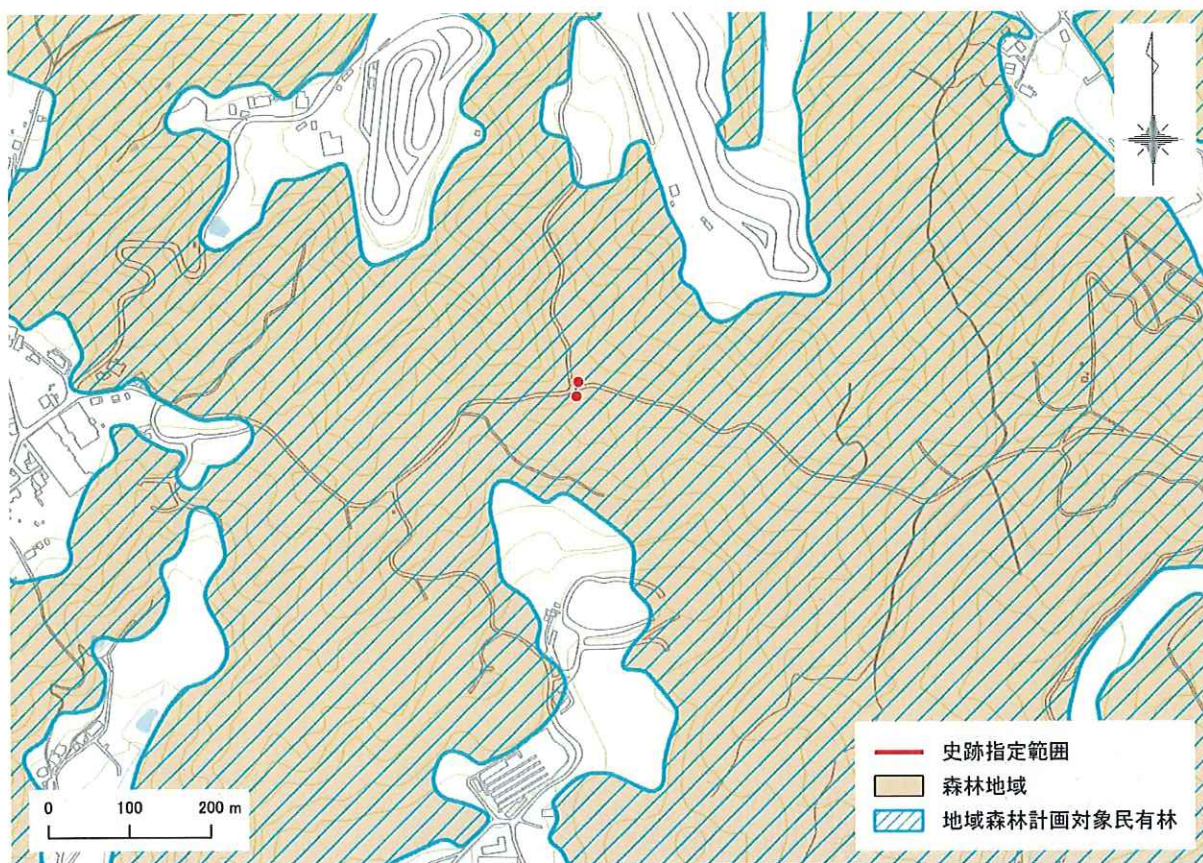


図 3-4 森林法等関連区域マップ（奥之田地区）

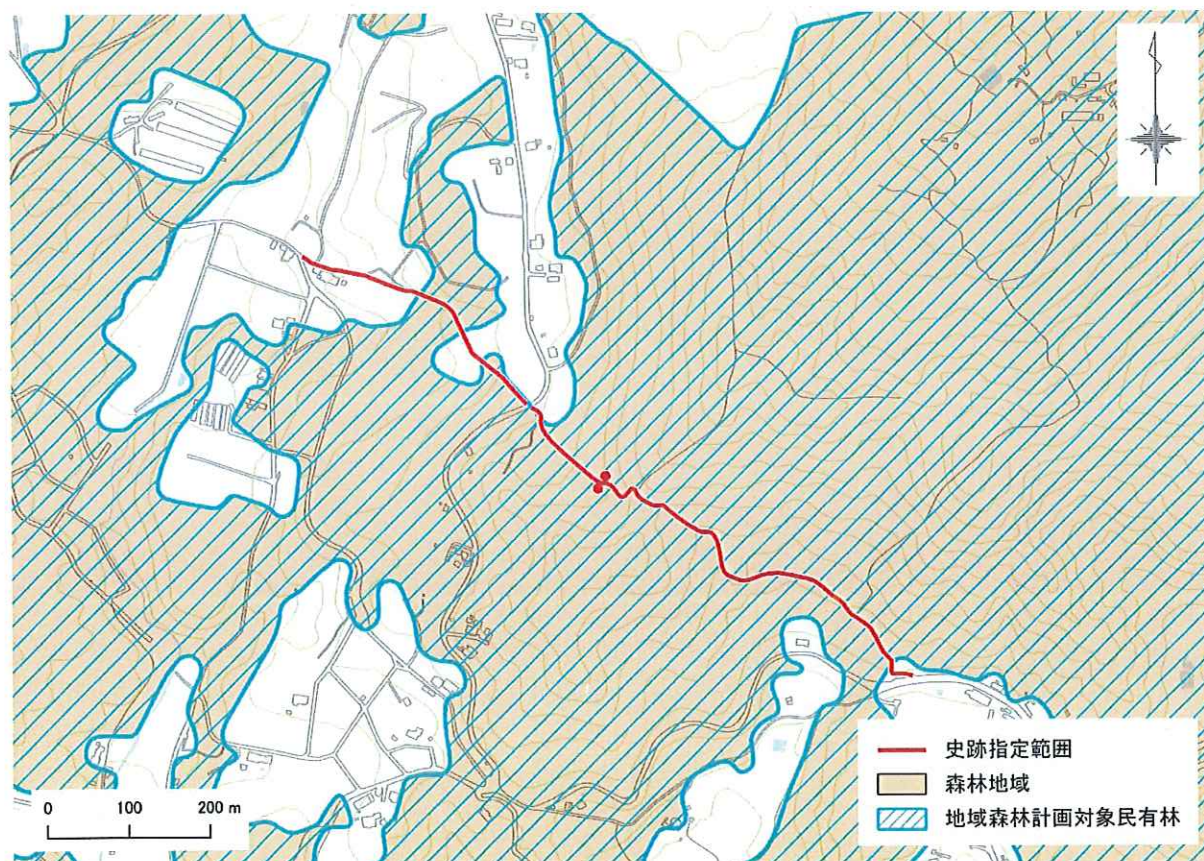


図 3-5 森林法等関連区域マップ（琵琶峠地区）

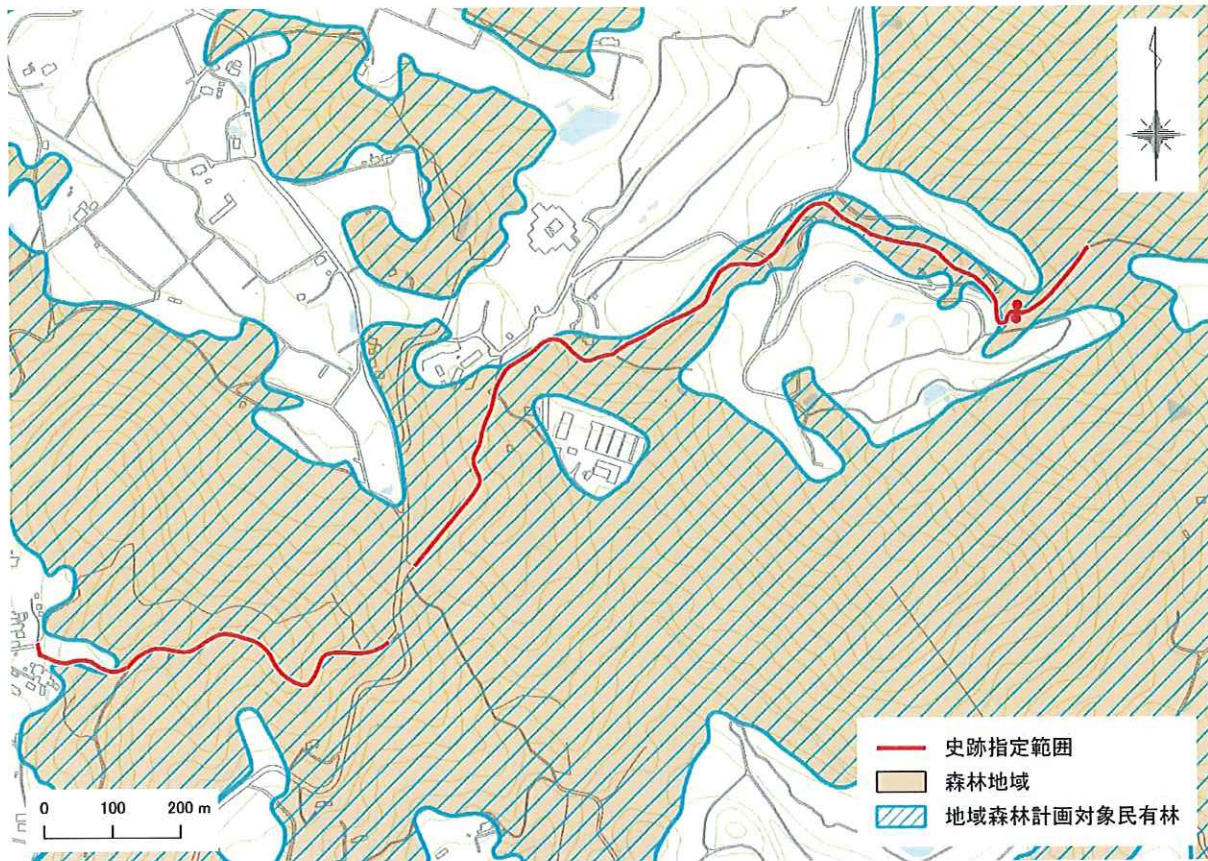


図 3-6 森林法等関連区域マップ（十三峠地区）

資料：●●●●（県域統合型GIS？）

※山林に関連する事項としては、他にも「山地災害危険地区」があります。これは全国における山地災害発生状況から、地形や地質、植生状況等の条件により、統計的に森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険性が高いと考えられる箇所のうち、人家や道路など保全対象への影響が大きい地区を示したものです。法律に基づく指定ではなく、法的な規制を有するものではありませんが、災害に強い森林づくりのため、岐阜県では重点的に治山事業が行われています。

危険地区・危険個所には、地形・地質・林状等からみて、山腹崩壊により人家・公共施設に被害を与えるおそれがある「山腹崩壊危険地区」、地形・地質・森林状況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって人家・公共施設に被害を与えるおそれがある「崩壊土砂流出危険地区」、地すべり等が発生している或いは地すべりは発生するおそれがある区域のうち、公共施設に被害を与えるおそれのある「地すべり危険地区」があります。

史跡中山道には、これらの危険地区に該当する区域はありません。

◎自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）

第 1 条に「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること」と目的が記されています。

第 2 条では我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地を国立公園、国立公園に準ずる優れた自然の風景地を国定公園と規定し、いずれも環境大臣が指定することされています。また、自然公園は国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の総称と規定されています。

第 20 条には環境大臣が国立公園、都道府県知事が国定公園の風致を維持するため、その区域内に、特別地域を指定することができると規定されています。また、同条第 3 項には特別地域内で工作物の新築・改築や木竹の伐採、鉱物の掘採などを行う場合は、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないことを規定していますが、「非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第 3 号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものはこの限りでない」としています

瑞浪市内では「鬼岩公園」が「飛騨木曾川国定公園」の一部となっており、第 20 条による特別地域に指定されています。

国史跡中山道のうち鴨之巣～平岩地区の一部はこの特別地域内に含まれることから、当該地区で整備工事等を実施する場合は許可を要する行為となる可能性があり、注意が必要です。

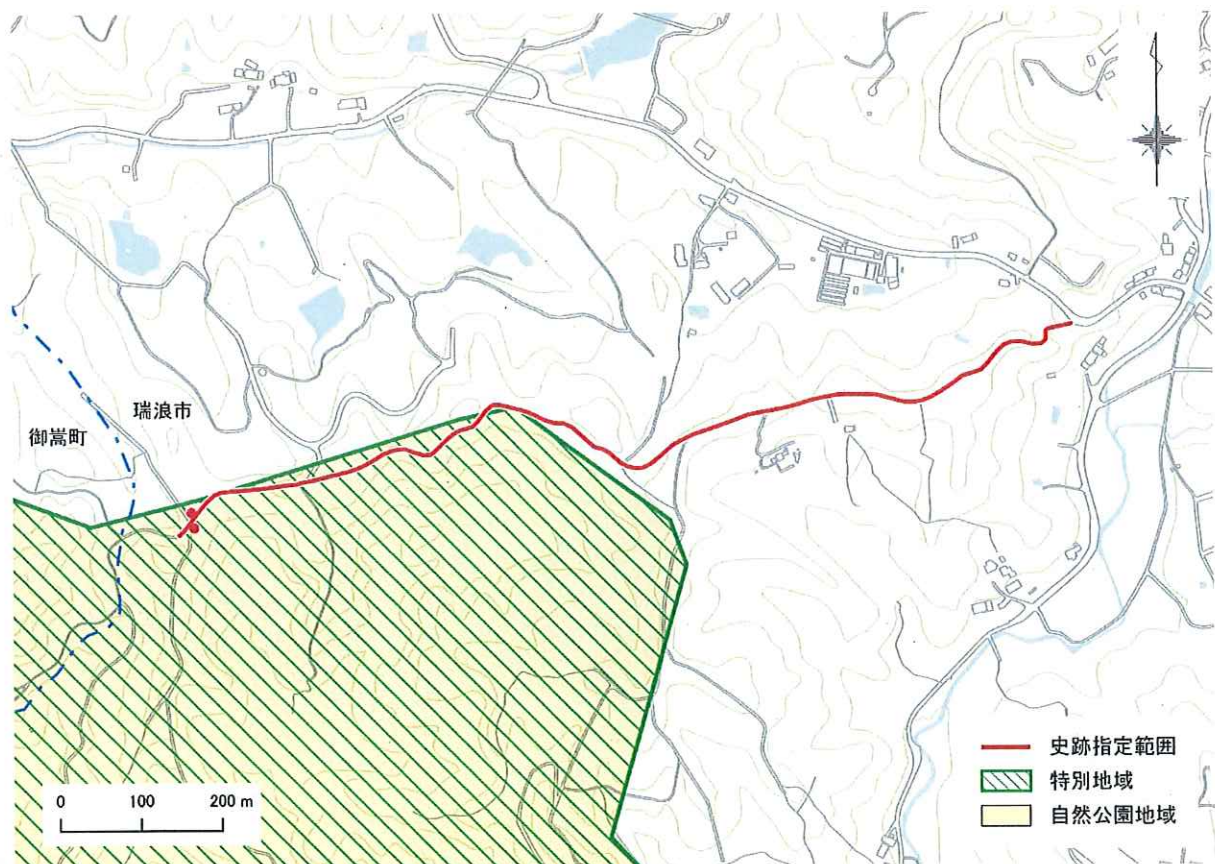


図 3-7 自然公園法関連区域マップ（鴨之巣～平岩地区）

資料：●●●●（県域統合型GIS?）

(3) 都市計画的観点

◎道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

第 1 条に「道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進する」と目的が記されています。

第 3 条では道路の種類を、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の 4 つに区分し、第 8 条では市町村道を「市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したもの」と規定しています。また、第 16 条では市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行うこととされ、当市では建設部土木課がこれを管轄しています。

また、道路法が適用されない里道（赤道）や水路（青線）などの法定外公共物についても瑞浪市法定外公共物管理条例に基づいて建設部土木課が管轄しています。

史跡中山道のうち平岩～鴨之巣地区と十三峠童子ヶ根地区・同地藏坂～炭焼立場地区は市道認定を受けていることから道路法が適用され、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合（道路の占用）は、土木課への申請・許可が必要となります。

また、琵琶峠地区の中山道は法定外公共物であることから、瑞浪市法定外公共物管理条例が適用されます。里道や水路の現況に著しい影響を及ぼす恐れのある行為をする場合や占用を行う場合は土木課への申請・許可が必要となります。

◎道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

第 1 条に「この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」と目的と記されています。

第 2 条では道路法第 2 条第 1 項に規定する道路、道路運送法第 2 条第 8 項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所を道路と規定し、第 76 条には「信号機もしくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない」などの禁止行為が規定されています。

第 77 条には道路の使用の許可について、道路工事、工作物の設置、露店や屋台店などの店を出そうとする場合などは、その場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないとの規定がありますが、第 80 条では「道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、第 77 条第一項の規定にかかわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。」との特例について規定しています。

史跡中山道のうち平岩～鴨之巣地区と十三峠童子ヶ根地区は市道認定を受けていることから道路法と同様に道路交通法が適用されます。したがって当該地区で工事作業の実施、石碑等の工作物の設置等の行為を行う場合は、その場所を管轄する警察署長との協議を行う、あるいは許可を受けなければなりません。

◎景観法（平成 16 年法律第 110 号）

第 1 条に「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する」と目的が記されています。

第 4 条では「国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」との地方公共団体の責務を規定しています。

第 7 条では指定都市、中核市、その他の区域にあっては都道府県を「景観行政団体」と定義していますが、第 98 条には「指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる」との規定があり、都道府県知事との協議により、景観行政団体と同等の取り扱いを受けることができます。

第 8 条では景観行政団体は良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を定めることができますと規定されています。これにより、当市では瑞浪市景観条例に基づき平成 27 年に「瑞浪市景観計画」を策定し、平成 28 年度から当計画が施行されています。当計画では市全域が景観計画の対象区域となっており、建築物にあっては延べ面積 500 m²以上または高さ 15 m を超える新築・増築など、工作物にあっては高さ 15m を超える（擁壁は高さ 2 m を超え、かつ見付面積が 200 m²以上）新設・改築など、開発行為にあっては 1,000 m² を超える土地の区画形質の変更を行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

◎屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）

第 1 条に「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定める」と目的が記されています。

第 3 条では都道府県が良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、条例により特定の地域や場所、また物件について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止できると規定されています。

これにより岐阜県では「岐阜県野外広告物条例」が施行され、これにより、公衆に対して屋外で常時又は一定の期間継続して表示される広告物（看板等）の設置場所等が規制されています。

第 5 条では国の史跡名勝天然記念物に指定された区域での広告物の掲出を原則として禁止している（第 4 号）ほか、第 7 条では広告物の掲出に原則として許可が必要な区域について定めており、市全域が景観計画区域となっている当市においては、史跡指定区域外であっても広告物の掲出には許可が必要となります。

ただし、第 8 条では地方自治体が公共的目的をもって掲出する広告物などは、条例の適用が一部除外されることが規定されていますが（第 7 項）、知事（権限移譲により実際は市町村長）への通知が必要（第 8 項）であるとともに、広告物が各規程の趣旨に添うように努めることとされています（第 9 項）。

※景観に関連する事項としては、他にも「瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」があります。当条例では、太陽光を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするとき、原則として事業区域の面積が1,000㎡以上のもの又は事業区域の発電設備の出力が50kw以上のもの、その他市長が定める再生可能エネルギー発電設備については事業の実施の抑制などを事業者へ依頼できること、また依頼することのできる区域（事業抑制区域）を以下のとおり定めています。

- ・ 自然環境が良好であり、かつ、特色ある景観を保全する必要があると認められる区域
- ・ 歴史的又は文化的な特色を有する景観を保全する必要があると認められる区域
- ・ 災害の危険性が高く、再生可能エネルギー発電設備の設置又は山林の伐採、盛土若しくは切土等の造成工事を制限する必要があると認められる区域
- ・ 農林水産業の生産活動が営まれる区域であって、農地又は山林として保全する必要があると認められる区域
- ・ 生活環境を保全する必要があると認められる区域
- ・ その他市長が必要と認める区域

これにより、国史跡中山道を含む国指定史跡名勝天然記念物の指定地および指定区域から100m以内の区域が、事業抑制区域として運用されています。

◎農地法（昭和27年法律第229号）

第1条に「農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資する」と目的が記されています。

第4条には農地転用について、農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農林水産大臣が指定する市町村の区域内にあっては指定市町村の長）の許可を受けなければならないことが規定されており（例外規定あり）、今後の整備等を行う場合には農地を許可なく農地以外の用途に転用しないよう注意する必要があります。

◎農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

第1条に「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する」と目的が記され、第3条では耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地などを「農用地」と規定しています。

第3条では農用地等の確保等に関する基本指針を農林水産大臣が定めることとされ、第4条にはこの基本指針に基づき、都道府県知事が農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関する農業振興地域整備基本方針を定めること、第6条には農業振興地域

整備基本方針に基づき、都道府県知事が一定の地域を「農業振興地域」として指定することを規定しています。

第8条では都道府県知事の指定した農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならないこと、また農用地等として利用すべき土地の区域を「農用地区域」と定義されています。

第15条の2では農用地区域内における開発行為の制限について「農用地区域内において宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築などの開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事（または農林水産大臣が指定する市町村の区域内にあっては指定市町村の長）の許可を受けなければならない」と規定されています（ただし、国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為は認められます）。

第17条では農用地区域内にある農地及び採草放牧地について、農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならないと規定して、農地等の転用に制限を設けています。

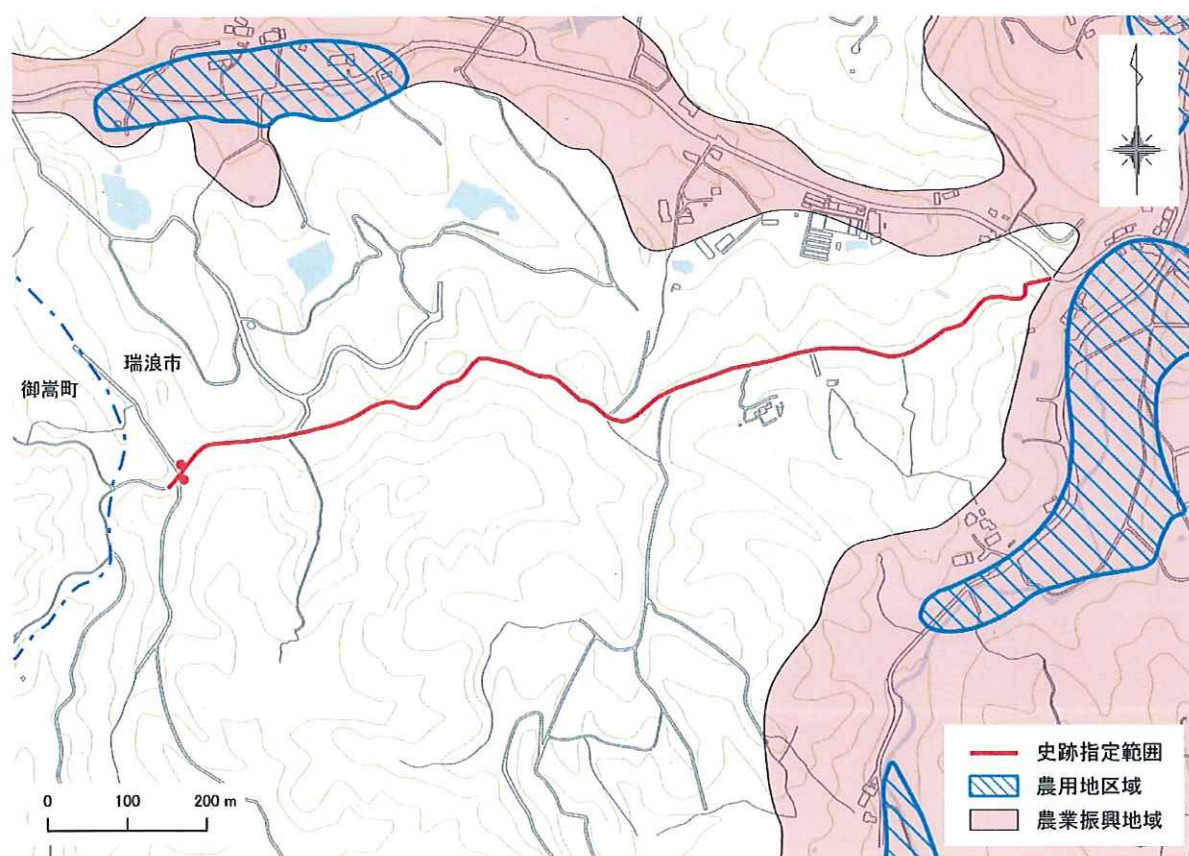


図 3-8 農業法等関連区域マップ（鴨之巣～平岩地区）

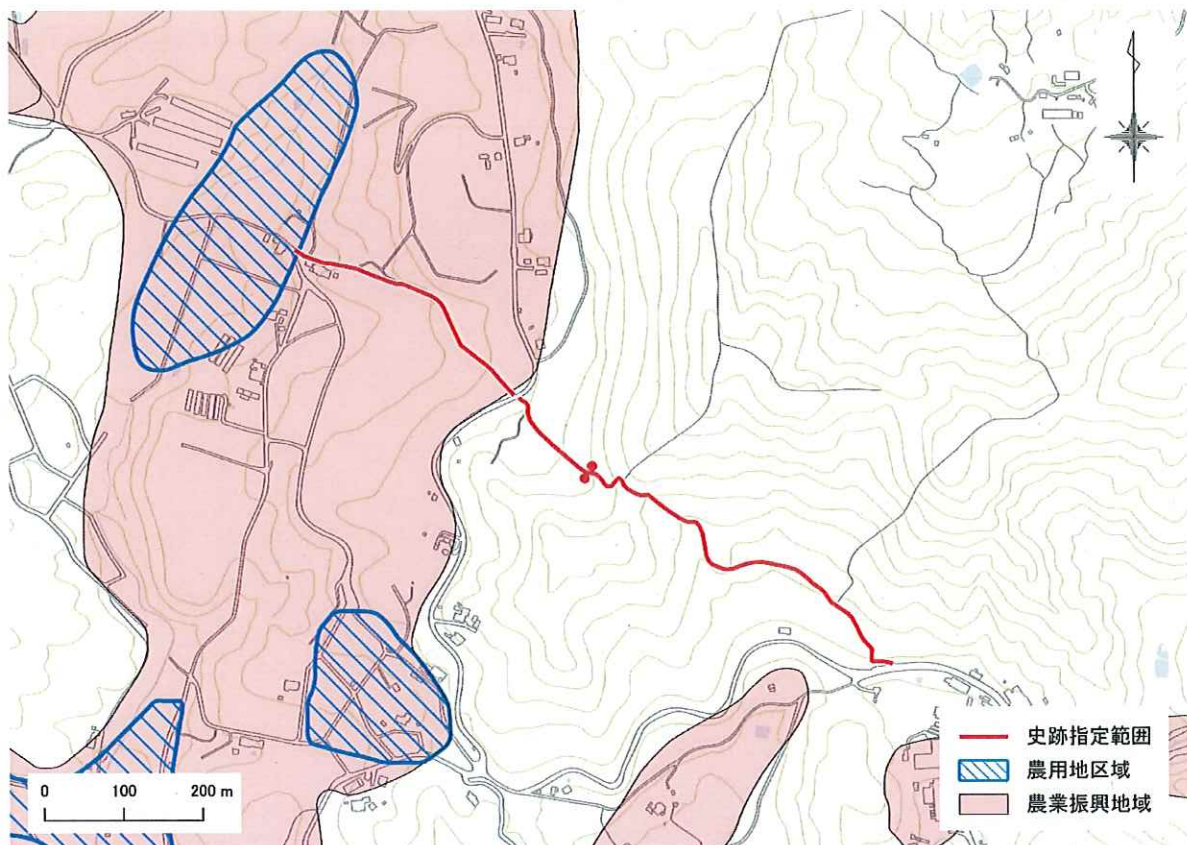


図 3-9 農業法等関連区域マップ（琵琶峠地区）

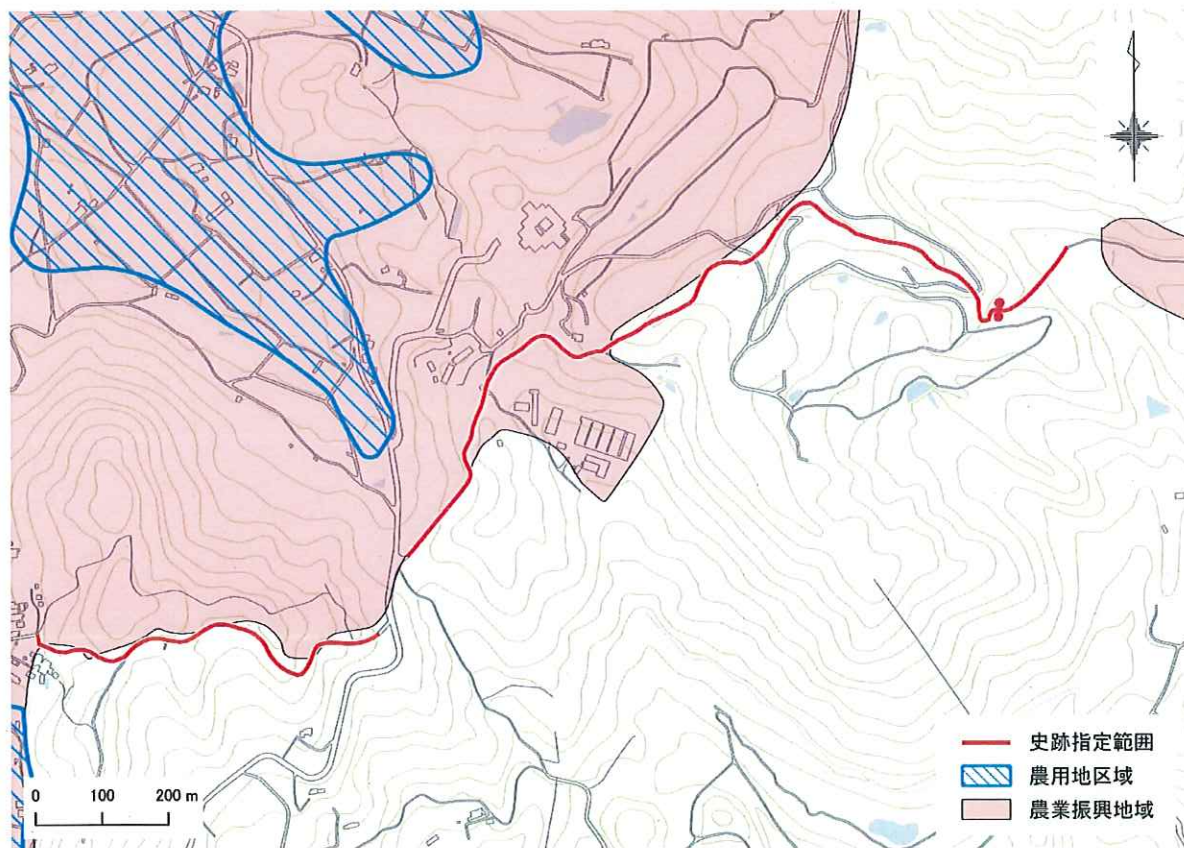


図 3-10 自然公園法関連区域マップ（十三峠地区）

資料：県域統合型GIS